

やわたブランド認定申請の手引き

1 やわたブランドとは

京都府八幡市では市内に既に存在する、あるいは、新たに生み出された特産品を、「ヤワタカラ」として認定し、一体的に発信することで、まちの魅力や地域経済の活性化を図ります。

「ヤワタカラ」を八幡の歴史や文化、自然環境と結びつけて地域の魅力とともに発信することで、ブランド品の販路拡大等による地域経済の活性化を図り、市民の自信と誇り、愛着をもたらすことを目指します。

【「ヤワタカラ」ブランドコンセプト】

ここは「はちまんさんの門前町」
神と仏、人と人、3つの川がこのまちで出会い、
千年の歴史と豊かな自然が、様々なものがたりを紡いできた。
この地の記憶を未来につなぎ、新たなチャレンジをも創造する。
それが、やわたブランド「ヤワタカラ」です。

【「ヤワタカラ」ロゴマーク】



2 募集期間

随時募集ですが、認定の実施に伴い、事前に募集の告知をすることとしています。

※認定は原則年1回となります。

3 認定対象

加工食品（食品表示基準に規定する加工食品）

工芸品

農産物（食品表示基準に規定する農産物）＜令和6年6月新規追加＞

※上記の内、後述の「8 認定基準」を満たすもの。

4 対象者

加工食品・工芸品

本店または事業拠点が八幡市内にあり、かつ市内で販売を行っている事業者

農産物

八幡市の認定農業者、八幡市の認定農業者を含む複数の農業者又はこれらの者で構成される団体（法人を含む。）が、主に市内の農地で生産したものであること。

5 認定のプロセス

対象者から申請を受け付け、やわたブランド審査委員会による審査を経て、市長が認定します。

認定された場合は、申請者に対して、認定書を交付します。

認定とならなかった場合は、認定保留となり、「やわたブランド『ヤワタカラ』認定制度実施要綱」第3条に定める認定基準を満たす形での改善案の提案をやわたカラワーキングチームから受けることができます。

6 認定の有効期間

認定を受けた日から、次の4月1日から起算し3年経過する日まで

※有効期間は、認定品の定期的な見直しや経年により認定基準を満たさなくなる認定品（認定基準の内、新規性を満たしていたが、経年により新規性が失われた認定品）の再審査のため設けています。

※継続して認定をご希望の場合は、有効期間終了前に再度認定申請が必要となります。なお、再申請の場合は、申請調書への記載は変更部分のみとします。

7 審査方法

「やわたブランド『ヤワタカラ』認定制度実施要綱」第3条に定める認定基準に基づき、やわたブランド審査委員会が審査を行います。必要に応じて、事務局（八幡市ふるさと創生課）が商品に関する質問や製造現場等への現地調査を行う場合があります。

※審査時には原則、現品の提供をいただきます（商品の提供等に係る費用について、八幡市は負担いたしません）。

加工食品・農産物

試食用として3点程度の提供

※農産物は提供いただける時期により審査の日程が変更になる可能性があります。

工芸品

1点の借用

※審査の内容については、一般には公表しません。

8 認定基準

認定基準は下記表のとおりであり、以下は各項目の説明です。

- ・【必須項目】は、基準を満たさない場合、申請をすることができません。
- ・【選択項目】は、いずれかひとつの項目を満たさなければ認定することができません。但し、【選択項目】をいずれも満たさない場合であっても、【加点項目】が評価されれば、認定される場合もあるため、応募を妨げるものではありません。
- ・農産物の【加点項目】は、該当があれば認定の可能性が高まるものです。

【加工食品・工芸品の認定基準】

	項目	内容
必須項目	事業場所	本店または事業拠点が市内にあり、かつ、市内で販売を行っていること。
	安全・安心	申請商品を生産、製造、加工及び販売するにあたり、関係する法令・基準を遵守していること。
	安定性	安定した品質・供給体制が確保されていること。 ※予約販売や期間限定販売であっても一過性の販売でなければ可。
※いずれか一つ以上を満たすこと 選択項目	八幡市内産の素材使用	申請商品のテーマとなる素材が八幡市内で生産されたものであるもの。
	八幡らしい商品名・形状 (食料品のみ)	八幡ならではの地域資源等にちなんだ商品名であり、パッケージを外しても、商品自体の姿かたちが類似の商品と比較して独自のいわれや工夫があるもの。※パッケージの形・絵柄等は含まない。
	八幡らしい商品名・デザイン (工芸品のみ)	八幡ならではの地域資源等をモチーフとした商品名かつ、デザイン(形状・絵柄、色味等)であること。※パッケージの形状・絵柄等は含まない。
	歴史性・認知度	数代にわたり八幡で販売され、八幡市民に一定の認知があり、新聞・テレビ・ラジオや市の広報等に取り上げられた実績のあるもの。
	新規性	販売年数が3年未満程度であり、商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名等)や生産・製造・加工の方法・技術により、八幡市をPRできるもの。
加点項目	発信力	パッケージや添付のリーフレット等が八幡市のPRになっているもの。
	商品の魅力・優位性	申請商品が商品特性(品質・形状・機能・味覚・商品名等)や生産・製造・加工の方法・技術のいずれかにおいて類似の商品と比較して優位性があること。

【農産物の認定基準】

	項目	内容
必須項目	事業場所	八幡市の認定農業者、八幡市の認定農業者を含む複数の農業者又はこれらの者で構成される団体(法人を含む。)が、主に市内の農地で生産したものであること。
	安全・安心	農薬、肥料等の使用についてなど、適切な栽培履歴を記帳し、市の指示に応じ開示ができること。かつ、申請商品を生産及び販売するにあたり、関係する法令・基準を遵守していること。
	品質・栽培・独自性	独自ブランド として、他と区別できる名称を有し、公表できる独自の品質基準を設けていること。かつ、販売実績があり、今後3年以上の栽培継続の意向を有していること。
加 点 項 目	商品の魅力・優位性	商品特性(品質・形状・味覚など)・生産方法・技術・流通のいずれかにおいて、類似の農産物と比較して優位性があるもの。
	認知度	新聞・テレビ・ラジオや市の広報等に取り上げられたことがあるもの。
	信頼性	信頼性の裏付けとなる客観的な事実(受賞歴や認定等)を有しているもの。
	消費者への取り組み	観光農園など、生産者が農観連携の基盤を有しているもの。または、生産者の作成したレシピがあること。
	汎用性	レトルトやジャムなど、当該品を原材料とした農産物加工品を有しているもの。
	歴史性	農産物として既に認知されており、長年にわたり生産されている実績のあるもの。または、過去に生産し、親しまれていたものを復活させるもの。

9 認定のメリット

- ・認定品の PR 用品(ロゴマークシール、卓上のぼり等)の提供を行います。
- ・市の広報紙・ホームページ等に認定品を紹介します。
- ・マスコミ等へ積極的に情報提供します。
- ・市や関係団体主催のイベントにて、「ヤワタカラ」認定品の PR の場を設けます。

10 認定にかかる手数料

無料

11 申請方法

申請書配架場所(八幡市役所ふるさと創生課・(一社)八幡市観光協会・八幡市商工会・京都やましろ農業協同組合八幡市支店)にて申請書類を請求していただくか、八幡市ホームページからダウンロードしてください。

※京都やましろ農業協同組合八幡市支店は農産物の申請書に限る。

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、関係書類を添えて八幡市役所4階ふるさと創生課へ持参または郵送してください。

※聞き取りもさせていただきますので、郵送の場合は改めて問い合わせさせていただきます。

(1)申請受付窓口

〒614-8501 八幡市八幡園内75

やわたブランド審査委員会事務局(八幡市 建設産業部 産業振興室 ふるさと創生課)
(市役所開庁時間に準ずる)

(2)申請書類

①「ヤワタカラ」認定申請書(様式第1号)

※申請者欄には署名又は記名押印をお願いします。

②「ヤワタカラ」認定申請調書(様式第1号別添)

③参考資料(申請商品等のパンフレットや写真、その他市長が必要と認めるもの)

④申請商品の画像データ(HP や一覧リーフレットに掲載する際に使用させていただきます)

(3)注意事項

- ① 申請調書に記載されている内容に基づき審査を行いますので、「ヤワタカラ」認定申請調書は詳しく記入してください。
- ② 申請書類は返却しません。
- ③ 申請書類の内容については、当該審査及びブランド認定品の PR 以外に使用することはありません。
- ④ 1回の審査で審査可能な商品数は2点までなので、申請する場合は2点まででお願いします。

12 認定後の注意事項

- (1) 認定商品の価格や販売状況、素材、調達先の市外への変更など、認定基準に関する内容等に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。(軽微な変更は除く)
- (2) 以下の場合、「ヤワタカラ」の認定を取り消すことがあります。取り消された場合、原則として1年は新たな申請ができませんが、事例に応じてご相談ください。
 - ① 認定を受ける要件または資格を欠くに至ったとき
 - ② 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき
 - ③ 「やわたブランド『ヤワタカラ』認定制度実施要綱」の規定を遵守しなかったとき
 - ④ 認定品の生産若しくは製造を廃止し、または1年以上中止したとき
 - ⑤ その他、認定を継続しておくことが適当でないと認めるとき
- (3) 辞退届の提出により認定を取り消すことができます。
- (4) 認定品を販売される際には、PR 用品として提供するロゴマークシールの貼付をお願いしております。

※パッケージにロゴ印刷をしたい等のご要望があればお気軽にご相談ください。
- (5) 事務局からの照会に応じて、毎年1回販売実績等の報告をお願いします。

13 問い合わせ先

やわたブランド審査委員会事務局(八幡市 建設産業部 産業振興室 ふるさと創生課)

〒614-8501 八幡市八幡園内75

TEL:075-983-2859 FAX:075-983-1123